2O21年度 4号 2021. 5. 26 №.1896

ATSU ESTELLASA

尼崎市教職員組合: 尼崎市西長洲町2-34-1 執行委員長 中川 純一 TEL 06-6481-1133 FAX 06-6481-9520 ホームページ http://amakyoso.wix.com/amakyoso E-mail amakyoso@s5.dion.ne.jp

みんなの要求が実現しました!

校外学習の施設入場料、教職員分は市が負担

修学旅行や遠足などで、引率業務という仕事であるにも関わらず、教職員の施設使用料(入場料)などは自己負担になっていました。今年度から市が負担することになりました。

県教委は旅費と宿泊費のみを支給しています。しかし、県立高校へは委託料として、 入場料等が実質支給されています。尼崎市 も、市立幼稚園・市立高校の教職員の入場 料等は市が負担しています。市立の小中学 校のみが自己負担を強いられてきました。

2015年、尼教組は自己負担を解消するよう取り組みを始めました。毎年市教委へ改善を求めるとともに、兵庫教組から県教委への働きかけを続けてきました。

2016 年の対県確定で、県教委は「県が 旅費として負担することはできないが、県 立高校はこれを必要経費と考え、使用料と して措置をしている。」旨を市町教委へ周知 徹底することを回答。つまり、県教委は市

		市教委の回答や対応
		県は交通費と宿泊費しか出さないので、それ以
2015年	年	上の出費がでないよう学校で考えてください。入
		場料のかからない所へ行く等工夫してほしい。
		厳しい財政状況の中、新たな予算確保につい
2016年	左	ては考えていない。実施計画については各校に
	+	任されていることから、予算内での実施内容を
		検討していただきたい。
2017	年	市は負担できない。
2018	年	教職員の校外学習での入場料等の負担につい
2019	年	ては、現状では考えていない。
2020 年 3月		小学校・中学校におきましても、下見や行事当
	年	日を含め施設使用料が無料になる施設もあるこ
		とから、施設使用料のかからない場所への行先
		変更も検討していただきたいと考えております。
2021 5月	年	市が負担することを学校へ通知。

教委へ負担するよう要請しましたが、尼崎市教委はこれに応えない態度を続けてきました。

市教委は児童生徒の貴重な体験ができるよう支援すべきにも かかわらず、「お金のかからないところを選べ」というような姿 勢を改めたことは歓迎すべきことです。



下見の時のレンタカー や保険料も今後の課題 です。 注意点(あまよう特別支援学校は除く)

- ①市への請求は実施日の 3週間前までに申請する。
- ②費用がわかる資料や旅行 社の見積書などを添付。
- ③下見には適用されません。

「水泳授業に特別な人員配置を」市教委へ要請しました

今年のプール指導は、学校ごとの判断とされました。「水泳を したくても人が足りない」の悩みが多く聞かれます。コロナ禍の プール指導は例年以上の負担になります。実施する場合のより安 全確保のために、人員は欠かせません。(申し入れはウラ面に)



尼教組といっしょに、元気で安心して働きつづけられる学校をつくりましょう。

◆相談や加入の問い合わせは、☎06-6481-1133

HPのお問い合わせ⇒



尼崎市立小・中学校校外行事に係る引率教員の施設使用料支給実施要項(抜粋)

1 支給対象

小・中学校で実施する校外行事(遠足、修学旅行、宿泊訓練、社会見学等)について必要があると学校教育課長が認めたもの。(あまよう特別支援学校を除く)

- 2 使用料等の範囲
 - ・引率教員の施設使用(入場)料
 - ・下見の入場料等については、含まれないものとする。
- 3 支給対象者
 - 県費職員
 - 市費職員

ただし、特別支援学級に係る、介助員及び教育支援員については別予算であるため対象外とする。

4 支給の申請等

支給を受けるときは、対象となる校外行事の3週間前までに、「校外行事に係る引率教員施設使用料支出書類届出書」(様式1)、及び引率教員に係る入場料が確認できる資料(施設入場料が記載されている書類のコピー、旅行業者の見積もり等)を添付し、学校長まで押印済の「支出負担行為決議書」を学校教育課長に提出する。

令和3年度 小・中学校校外行事に係る引率教員等の施設使用料支給に係るQ&A

1 使用料等の範囲について

- Q1 特別支援を要する児童生徒に付き添うためには、体験料が必要であるが、支給はできるか。
- A1 引率教員の体験料は、支給対象外となるが、特別な支援を要する児童生徒の安全を配慮した場合、最低限必要となる体験料等は支給できる。
- Q2 乗船しないと児童生徒と一緒に移動できないが、支給できるか。
- A 2 遊覧目的であれば、児童生徒と共に移動できない時に生じる経費等は支給できる。ただし、県費の旅費として支給ができないものに限る。

2021年5月20日

尼崎市教育委員会 教育長 白畑 優 様

今年度の水泳授業について

(前略) 4/9 文科省通知「学校の水泳授業における感染症対策について」では、「3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるようにすること。」とありますが、2m以上の間隔をプール内、プールサイドで確保できるでしょうか?マスクを外す場面も多く、マスクが濡れることも十分に予想されます。学校では、どうすれば安全に行えるか?学年単位かクラス毎か?指導する教員は何人必要か?時間割は?水着の購入の案内はするのか?プールの清掃は?心肺蘇生等の研修は?トイレや更衣室の使い方は?など多くの検討事項に取り組み始めています。その中で、「安全に行うには人が足りない」との声が多く聞かれます。市教委として、実施を検討している学校への支援が強く求められています。

次のことがらについて、真摯に検討し回答されるよう申し入れます。

1. 水泳授業を実施する学校には、安全に指導するための人的配置を行うこと。

学校任せにせず、安全に実施するための人員を特別に配置してください。